

労審発第 1314 号

令和 3 年 7 月 27 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 3 年 7 月 21 日付け発職 0721 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和3年7月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年7月21日付け厚生労働省発職0721第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年7月26日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 守島 基博

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年7月21日付け厚生労働省発職 0721 第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。